平成２２年（フ）第５１９４号
神奈川県川崎市麻生区片平４丁目３―15
破産者　鹿島　慎介
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３１号
東京都江戸川区中葛西５丁目36番12―202号
破産者　株式会社サビ・インフォテック
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３２号
東京都江戸川区中葛西５丁目35―８―401
破産者　シャーマ　ヨゲシュ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８３号
東京都町田市真光寺町223番地６
破産者　株式会社山口工業所
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８４号
東京都府中市朝日町２丁目３―14
破産者　佐藤　紘二
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２１号
東京都中央区築地２丁目３番４号
破産者　ソリューションネット株式会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２２号
東京都港区三田３丁目14番10号
破産者　株式会社オー・ビー・エス
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２８号
埼玉県川口市大字峯1298番地の15
破産者　ミリパック有限会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２９号
埼玉県川口市大竹240―５、住民票上の住所
埼玉県川口市大字峯1298―15
破産者　友谷　　豊
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３３０号
埼玉県川口市大竹240―５、住民票上の住所
埼玉県川口市大字峯1298―15
破産者　友谷　晴子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３３８号
東京都台東区東上野６丁目１番４号
破産者　株式会社麻布ソフトサービス
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０５号
東京都品川区荏原２―17―14　富士ビル４階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目16番１号　ＫＣビル10階
破産者　ペンタシステムコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４３５号
東京都板橋区赤塚新町１丁目20番17号
破産者　有限会社山本電気
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４３６号
東京都板橋区赤塚新町１丁目20―17
破産者　山本　　茂
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４５号
東京都千代田区九段南３丁目３番４号
破産者　エムケーリンクス株式会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５６６号
東京都練馬区南大泉１丁目４―23―203
破産者　大久保通禮
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６２１号
東京都千代田区内神田３丁目10番７号
破産者　株式会社フォーライフ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６２２号
東京都新宿区余丁町６―26―504、住民票上の住所千葉県流山市加３丁目６－１　参番館601
破産者　正井　圭市
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６３９号
神奈川県川崎市高津区久末511―224
破産者　有限会社陵栄サッシ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７２０号
東京都中野区弥生町２丁目52番８号
破産者　株式会社新興技術コンサルタンツ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７２１号
千葉県船橋市みやぎ台１丁目23―７
破産者　小田原達夫
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部